

II 青森県土木工事検査基準 【令和7年4月1日以降】

1. 出来形検査基準

【令和7年4月1日以降】

1. 出来形検査基準 目次

【令和7年4月1日以降】

共通の事項	1~6
港湾・漁港編		
1. 港湾関係	7
1-1 浚渫工	7
1-2 捨石工(基礎工・被覆工・根固工)	7
1-3 埋立工	7
1-4 ケーソン(製作、据付完了後)	8
1-5 コンクリートブロック(L型・セルラー・方塊等)[製作、据付]	8
1-6 防波堤(上部コンクリート)護岸工	9
1-7 岸壁	9
1-8 離岸堤・防波堤・護岸(異形ブロック)	9
2. 漁港関係	10
2-1 岩盤均し	10
2-2 アスファルトマット・繊維系マット・合成樹脂系マット	10
2-3 裏込め	10
2-4 船揚場	10
2-5 水叩工	10
2-6 係船柱	10
2-7 防舷材	10
漁場整備編		
3. 魚礁関係	11
3-1 石材投入工	11
3-2 単体魚礁ブロック(製作)	11
3-3 コンクリート部材組立	11
3-4 鋼製部材組立	11
下水道編		
4. 下水道関係	12
4-1 管渠工(開削工)	12
4-2 推進工	12
4-3 マンホール工	12
公園緑地編		
5. 植栽工関係	13
5-1 樹木	13
6. 園路広場(運動場を含む)工関係	14
6-1 路盤工	14
6-2 クレイ系表層工	14
6-3 バックネット工・防球ネット工	14
7. 埋設管路工関係	15
7-1 給水管	15
7-2 電線管	15

農村整備編

8. 共通工関係	16
8-1 精度を要するもの・分水工計量部・ゲート戸当部	16
8-2 土水路・張芝水路・土のう水路・素堀側溝・植生側溝	16
8-3 金網張工・植生ネット張工	16
9. ほ場整備工関係	17
9-1 表土扱い	17
9-2 基盤整地・田面整地	17
9-3 畦畔工	17
9-4 道路工(砂利道)	17
10. 暗渠排水工関係	18
10-1 吸水渠	18
10-2 集水渠・導水渠	18
11. 畑地かんがい施設工関係	18
11-1 スプリンクラー	18
12. 農用地造成工関係	19
12-1 耕土掘り起し	19
12-2 テラス(階段畑)	19
12-3 道路工(耕作道)	19
12-4 土壌改良	19
12-5 改良山成	19
13. 農道工関係	20
13-1 道路トンネル(支保工)・矢板工法・NATM	20
14. 水路工関係	21
14-1 水路トンネル	21
14-2 管水路(コンクリート二次製品)	21
14-3 管水路(ダクタイル鉄管・強化プラスチック複合管)	22
14-4 管水路(硬質塩化ビニル管)	22
14-5 管水路(鋼管)	22
14-6 管水路(埋設とう性管)	22
14-7 管水路(砂基礎)	23
14-8 コンクリートブロック積・鉄筋コンクリート組立柵渠	23
14-9 大型フリューム水路・鉄筋コンクリートL型水路	23
14-10 連節ブロック・コンクリートマット	23
14-11 現場打開水路	24
14-12 現場打サイフォン・現場打暗渠	24
15. フィルダム工関係	24
15-1 監査廊(暗渠タイプ)	24
16. ため池工関係	25
16-1 堤体工	25
16-2 洪水吐工	25
16-3 橋管工・付帯構造物(土砂吐ゲート等)	25
別表ア	26
別表イ	27
別表ウ	28

青森県土木工事検査基準(共通的事項)

(目的)

第1条 この共通的事項は、青森県工事検査要領(以下「要領」という。)に基づく土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(工事実施状況の検査)

第2条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理体制に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。(以下「各種の記録」という。))と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第3条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第2及び別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は、契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第4条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第4(品質検査基準に掲載)に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は、契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第5条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

付 則

この共通的事項は、平成30年4月1日から施行する。

この共通的事項は、平成31年4月1日から施行する。

この共通的事項は、令和2年4月1日から施行する。

この共通的事項は、令和5年11月30日から施行する。

この共通的事項は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内 容
1 契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況(他に掲げるものを除く。)
2 工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形検査基準

工種		検査内容	検査頻度
共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、(延長)	250枚につき1ヶ所以上(ただし、施工延長250枚以下の場合は2ヶ所以上)
	法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上)
	現場塗装工	塗膜厚	1ロットの大きさは500m ² とし500m ² ごとに5点以上(100m ² 毎に1点)。 ただし、1ロットが500m ² に満たない場合、 ①200m ² 以上500m ² 未満については5点以上 ②200m ² 未満については50m ² ごとに1点以上
	基礎工	基準高、根入長、偏心量	1基または1目地間当たり1ヶ所以上
	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2ヶ所以上)
	異形ブロック	ブロック寸法	50個につき1個以上
	一般舗装工	基準高(下層路盤工) 幅、厚さ 延長	基準高、幅は200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上) 厚さは1kmにつき1ヶ所以上(ただし1km以下は2ヶ所以上)
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
	舗装工	延長、幅、厚さ、平坦性(表層工) (基準高、横断勾配)	(基準高、)幅は200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上) 厚さは施工面積10,000m ² につき1ヶ所以上コアにより検査(ただし施工面積10,000m ² 以下は2ヶ所以上) 【橋面舗装、オーバーレイ等ではコア採取によらないことができる。また、側溝等の施工に伴う幅の狭い舗装復旧の場合はコア採取を省略することができる。】
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上)
		基準高、幅、厚さ、延長 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
土工		基準高、幅、法長、延長	200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上)
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)

別表第2 出来形検査基準

工種		検査内容	検査頻度
河川	築堤護岸	基準高、幅、法長、延長 (厚さ、高さ)	200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上)
	浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長	
	浚渫(川) (バックホウ浚渫船のみ)	設計との標高較差 (3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2ヶ所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長	200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上)
	突堤・人口岬		
	海岸堤防		
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長	
砂防	砂防堰堤	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所 (3ヶ所以上)
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	200mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2ヶ所以上)
	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2ヶ所以上)
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント 間隔、堤長	5ジョイントにつき1ヶ所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1ヶ所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100mにつき1ヶ所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2ヶ所以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、 支間(スパン)長、変位	スパン長は各スパンごと。その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋梁上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間 距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2ヶ所以上。 5径間以上は2径間につき1ヶ所以上。
	コンクリート橋 上部工	部材寸法 基準高、幅、厚さ、高さ、 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2ヶ所以上。 5径間以上は2径間につき1ヶ所以上。
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、 深さ、間隔、延長	両坑口を含めて100mにつき1ヶ所以上。 (ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3ヶ所以上)
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、高さ、深さ、法長、 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

- 備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により検査することができる。また、舗装工の平坦性については出来形管理測定データにより検査することができる。
- (2) 施工延長とは、施工のべき延長をいう。
- (3) 受注者は、出来形管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。
- (4) 工事の主体となる工種の検査内容は、発注者が定めている施工管理基準の測定項目について検査する。例えば、路盤工の基準高は、下層路盤のみ定められている。なお、検査内容の()については、発注者が規格値を定め施工管理を求めている場合検査する。
- (5) 出来形の規格値は、発注者が定めている施工管理基準の規格値によるものとする。また、延長については、「規格値がない」工種に留意すること。
- (6) 検査基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮して決定するが、概ね施工管理基準頻度等の20%程度を目安として検査する。

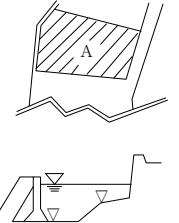
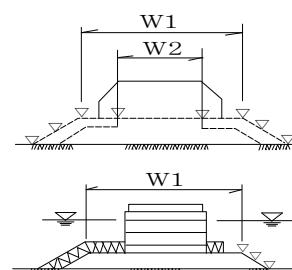
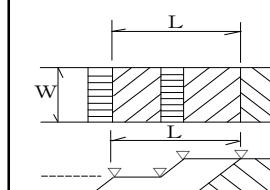
別表第3 出来形検査基準

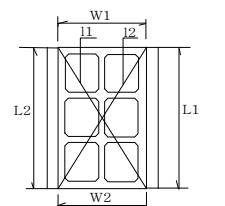
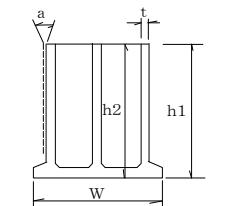
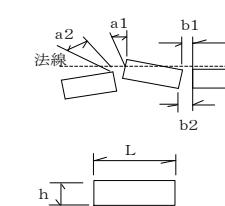
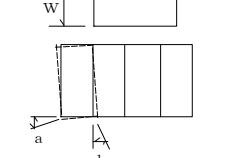
共通的事項【出来形及び品質】

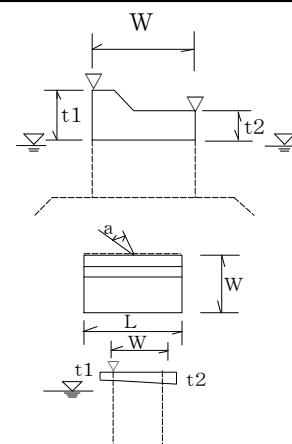
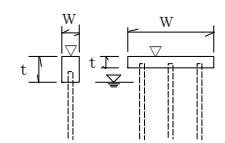
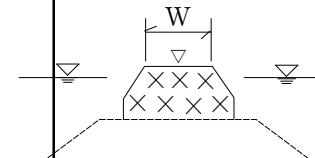
検査項目等	検査方法	検査頻度
平面形	・設計図と対比して平面形、線形を確認する。	
延長	・起終点間を基準として総延長を実測する。 ・総延長の実測が困難な場合は、一部の延長を確認する。	必要と認める場合は測定する。
横断形	・横断形(幅員、法勾配、法長、基準高、深さ)を実測して確認する。	必要と認める場合は測定する。
縦断形	・縦断形(計画高、縦断勾配)を実測して確認する。 ・計画高は、国土地理院の水準点又は基本水準面と関連付けたもので確認するが、やむを得ない場合は仮B. Mと関連付けたもので確認する。	必要と認める場合は測定する。
主要資材	・設計図書等に基づき規格、数量等を確認する。 ・必要に応じて、試験等を実施させる。	必要と認める場合は測定する。
構造物	・位置、各部材及び全体の形状寸法を実測し、その出来ばえ、品質等について確認する。 ・目地の構造、間隔、位置等について確認する。	目地設置箇所等を検査する。
写真判定	・基礎根入部等掘り起して検査が困難なとき、または掘削によりその構造物に将来悪影響を及ぼす恐れがあると認めたとき、その他検査が困難な場合は、監督員から工事施工の状況を確認し、工事写真により出来形寸法等を判定する。	
残土処理	・残土処理の状況や処理場所等を確認する。	必要と認める場合は確認する。
建設廃棄物処理	・マニフェスト(または伝票等)を確認する。 ・写真等により搬出・搬入状況を確認する。	
後片付け	・現場の整理、整頓の状況等を確認する。	

港湾・漁港編

1. 港湾関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所	
1-1	浚渫工	水深(土砂) 水深(岩盤) 斜面(土砂)	+0 +0 +0	水深は、基線に沿って音響測深機により測定し、特に法肩部については詳細に行う。(測深結果により潮位更正を行う。 音響測深機によらない場合はレッド又はスタッフにより行う。作業日報及び作業に関する記録などを併せて確認する。	測深は、基線に沿って音響測深機によって測定する。測線は全体数の20%以上検査する。 音響測深機によらない場合は、浚渫区域について、任意の測線につき50m間隔又は250m ² 毎に1ヶ所以上検査する。		
1-2	捨石工 (基礎工)	本均し面の高さ 荒均し面の高さ 岸壁前面荒均し面の高さ 天端幅 延長	±50 ① ±300 ② ±500 +0 -200 -100 -100	測深については、1-1に準ずる。その他の検査については共通的事項に準ずる。 均し面の高さについては、特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて確認する。	施工延長100m以下の場合は2ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。		
	捨石工 (被覆工) (根固工)	天端及び法面均し 岸壁前面の天端均し面の高さ 天端幅 延長	① ±300 ② ±500 +0 -200 -200 -200	(基礎工)と同じ。	(基礎工)と同じ。	荒均し①、②の適用区分については特記仕様書に定める。	
1-3	埋立工	基準高 幅員 斜面 延長	▽ W L	±50 -100 -100	測点ごとに特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて確認する。 測点の幅員及び測点の区間長を測定する。斜面については特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて確認する。	全測点数の20%以上検査する。	

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
1-4	ケーソン (製作)	壁厚 t	±10	共通的事項に準ずる。	幅は両端及び中央部、高さは2隅以上(1,000t以上の大型ケーソンは中央部を含む)。長さは前面、背面及び中央部、垂直度は2隅以上、対角線は両対角線を検査する。	
		幅 W1、W2	+30 -10			
		底版厚さ t2	+30 -10			
		高さ h1、h2	+30 -10			
		フーチング高さ	+30 -10			
		長さ L1、L2、ℓ1、ℓ2	+30 -10			
		バラスト	碎石、砂 コンクリート ±100 ±50		各室中央部1ヶ所。	
	(据付完了後)	法線の出入	(2,000t未満) 岸壁 ±100、防波堤 ±200 (2,000t以上) 岸壁 ±150、防波堤 ±300	共通的事項に準ずる。	両端2ヶ所以上、各函ごとに目地間隔を2隅以上検査する。	
		目地の間隔	(2,000t未満) 岸壁 100以下、防波堤 200以下 (2,000t以上) 岸壁 200以下、防波堤 300以下			
1-5	コンクリートブロック L型 セルラー 方塊等 (製作)	幅	+20 -10	共通的事項に準ずる。	各種ブロックについて10個に1個の割合で形状寸法を検査する。 ただし、異形ブロックについては、適宜の個数を選び検査する。	
		高さ	+20 -10			
		長さ	+20 -10			
		壁厚(セルラー)	±10			
	(据付完了後)	法線の出入	±50	共通的事項に準ずる。	両端2ヶ所以上検査する。	
		隣接目地との間隔	50以下 (方塊、直立消波ブロックは 30以下)			

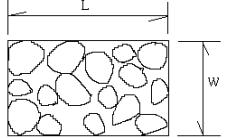
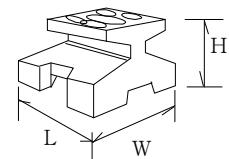
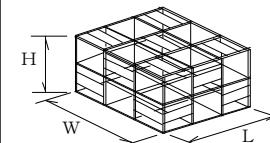
番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所			
1-6	防波堤 (上部コンクリート) 護岸工	天端高▽又は厚さ	天端幅10m 以下の場合 ±20	共通的事項に準ずる。	施工延長100m以下のは2ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。				
		天端幅	±30						
		法線に対する出入	±50						
		延長	+規定しない -0						
			+規定しない -0						
1-7	岸壁	天端高▽又は厚さ	±20	共通的事項に準ずる。	1-6に準ずる。				
		天端幅	±20						
		法線に対する出入	±30						
		延長	-0						
1-8	離岸堤 防波堤 護岸 (異形ブロック)	幅	±5%	共通的事項に準ずる。 特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて確認する。	1-6に準ずる。				
		延長	-200						
		天端高 ▽	乱積						
			層積	公称重量2t以下 ±500					
				公称重量2tを超えるもの ±0.3H ただし、0.3Hが50cm以下の場合は ±500とする。Hは異形ブロック1個の公称高さ。					
		ブロック寸法		±300	共通的事項に準ずる。	幅、厚さは、500個までは50個に1個以上、500個を超える場合は100個に1個の割合で検査する。			
				-20					

2. 漁港関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
2-1	岩盤均し	均し面の高さ 幅 延長	+50、-規定しない -0、+規定しない -0、+規定しない	水深は、基線に沿って音響測深機により測定する。音響測深機によらない場合はレッド又はスタッフにより行う。(測深結果により潮位補正を行なう。) 作業日報及び作業に関する記録などを併せて確認する。	音響測深機によって測定する場合は、測線は全体数の20%以上検査する。 音響測深機によらない場合は、均し区域について、任意の測線につき50m間隔又は250m ² 毎に1ヶ所以上検査する。	
2-2	アスファルトマット 繊維系マット 合成樹脂系マット	敷設位置 重ね幅 延長				
2-3	裏込め	裏込均し 天端 法面 天端幅 延長 均しを行わない天端	±200 ±200(法面に直角) -100、+規定しない -100、+規定しない 図面又は特記仕様書による。	共通的事項に準ずる。	規模等を考慮し、必要に応じて適宜検査する。	
2-4	船揚場	基準高 延長 厚さ	±50 -0 -10	共通的事項に準ずる。	施工延長50m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長50mを超える場合は50m毎に1ヶ所以上検査する。	
2-5	水叩工	基準高 延長 幅 厚さ	±20 -0 -25 -10	共通的事項に準ずる。	基準高及び幅については、施工延長50mに1ヶ所以上検査する。厚さについては、1,000m ² 毎に1ヶ所コア一等で確認する。(ただし、資料等で確認できる場合は省略することができる。)	
2-6	係船柱	天端高 岸壁前面に対する出入 中心間隔	±20(曲柱、直柱) ±50 ±50	共通的事項に準ずる。	5本に1ヶ所以上検査する。	
2-7	防舷材	取付高 中心間隔	±50 ±100	共通的事項に準ずる。	全基数の20%以上検査する。	

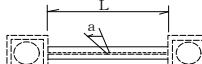
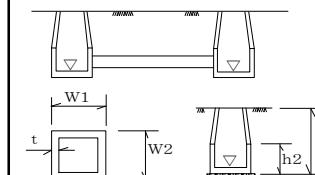
漁場整備編

3. 魚礁関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定個所
3-1	石材投入工	幅 W 法長 L	-0 -0	共通的事項に準ずる。 特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて検査する。	規模、構造等により適宜検査する。	
3-2	単体魚礁ブロック (製作)	高さ H 幅 W 長さ L	+20 -10 +20 -10 +20 -10	共通的事項に準ずる。 特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて検査する。	50個に1個以上検査する。	
3-3	コンクリート部材組立	高さ 幅 長さ	+10×部材連数 -5×部材連数 +10×部材連数 -5×部材連数 +10×部材連数 -5×部材連数	共通的事項に準ずる。 特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて検査する。	規模、構造等により適宜検査する。	
3-4	鋼製部材組立	高さ 幅 長さ	+30 -10 +30 -10 +30 -10	共通的事項に準ずる。 特記仕様書に規格値が明記されている場合は、その規格値に基づいて検査する。	規模、構造等により適宜検査する。	

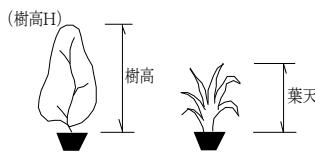
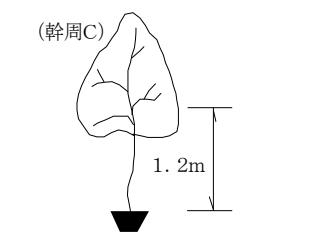
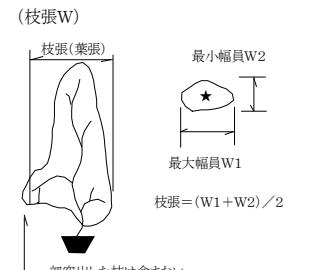
下水道編

4. 下水道関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
4-1	管渠工 (開削工)	基準高 ▽	±30	測定については共通的事項に準ずるほか、管内の漏水、目地のはく離等について確認する。	マンホール間を検査する。	
		中心線のズレ a	±50			
		延長 L	-L/500かつ-200			
4-2	推進工	基準高 ▽	±50	4-1に準ずる。	4-1に準ずる。	
		中心線のズレ a	±50			
		延長 L	-L/500かつ-200			
4-3	マンホール工	基準高 ▽	±30	共通的事項に準ずる。	内法寸法及び天端仕上厚さを検査する。また、強度については1ヶ所1点以上検査する。	
		幅(内法)	-30			
		壁厚	-20			
		高さ h	±30			

公園緑地編

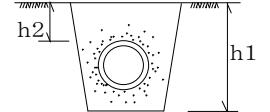
5. 植栽工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
5-1	樹木	高木・寸法 (高さ、幹周、枝張り)	設計値以上	樹木の寸法及び品質、活着の状況を確認する。	高木は樹種ごとに1本以上、かつ設計本数の10%以上検査する。	(樹高H)  樹高 根株の上端より徒長枝を含まない高さ
		中低木・寸法 (高さ、幹周、枝張り)	設計値以上	樹木の寸法及び品質、活着の状況を確認する。	中低木は、100本未満は設計本数の10%を検査し、100本以上は10本又は設計本数の5%のいずれか多い本数を検査する。 ただし、最大50本とする。	(幹周C)  1.2m 株立の場合は周長の総和の70%
		地被類 (高さ又は葉天、枝張り又は芽立数)	設計値以上	地被類(つる性植物、竹籠類、リュウノヒゲ等)の種別ごとに1箇所以上のゾーンを抽出し、高さ又は葉天、枝張り又は芽立数を確認する。 その他、中低木に準ずる。	本数又は株数については、1ゾーン以上を検査する。 寸法等については、1ゾーンにつき設計本数の1%程度を検査する。	(枝張W)  枝張(葉張) 最小幅員W2 最大幅員W1 枝張=(W1+W2)/2 一部突出した枝は含まない

6. 園路広場(運動場を含む)工関係

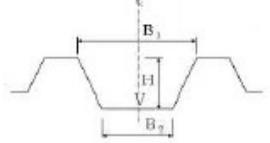
番号	工種	検査項目	規格値		検査方法	検査頻度	測定箇所	
			①個々の測定値	②10個の測定値の平均				
6-1	路盤工	基準高 ▽		±40	共通的事項に準ずる。	(園路) 施工延長100m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 (広場・運動場) 1,000m ² に1箇所、1工事2箇所以上検査する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
		幅員		-50				
		厚さ	-25	$X_{10}=-8$		(園路) 各車線300mに1ヶ所、1工事2ヶ所以上検査する。 (広場・運動場) 2,000m ² に1ヶ所、1工事2ヶ所以上検査する。		
		面積	設計値以上			幅員測定による確認を補足する必要があると認められるとき、適宜箇所を検査する。		
6-2	クレイ系表層工	幅員		-50	共通的事項に準ずる。	6-1路盤工に準ずる。		
		厚さ	-25	$X_{10}=-8$				
		面積	設計値以上		面積計算に用いた各辺の長さを測定する。	幅員測定による確認を補足する必要があると認められるとき、適宜箇所を検査する。		
6-3	バックネット工 防球ネット工	高さ(支柱)		±50	共通的事項に準ずる。	施工延長100m毎に1ヶ所、1工事2ヶ所以上検査する。		
		高さ(ネット長)		-50				
		中心線のズレ		±100				
		延長(ネット長)		-200				

7. 埋設管路工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
7-1	給水管	深さ h1、h2	-30	床堀深さ、管の土被り厚さ、管径及び接合・布設状況、埋設管標示シートの状況等を現場写真及び工事実施資料により確認する。 ただし、必要と認める場合は掘り起こして確認する。	施工延長100m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。	
		延長 L	-200			
7-2	電線管	深さ h1、h	-30	同上	同上	
		延長 L	-200			

農村整備編

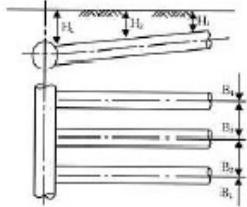
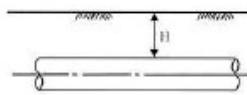
8. 共通工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
8-1	精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部	基準高	農村整備土木工事施工 管理基準による	原則として実測、場合により施 工管理記録による。	構造図の寸法標示箇所を適宜測定 する。	
		厚さ	〃			
		幅	〃			
		高さ	〃			
		長さ	〃			
8-2	土水路 ・張芝水路 ・土のう水路 ・素掘側溝 ・植生側溝	基準高 V	〃	基準高は指定された場合のみ 適用する。	施工延長500m以下の場合は3ヶ所 以上、施工延長500mを超える場合は 500m毎に1ヶ所以上検査する。	
		幅 B1、B2	〃			
		高さ H	〃			
		延長	〃			
8-3	金網張工 植生ネット張工	面積	〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。	アンカーピン数、網の重ね合わせ幅 については施工面積1,000m ² 以下の 場合は2ヶ所、施工面積1,000m ² を超 える場合は1,000m ² 毎に1ヶ所以上検 査する。	
		アンカーピン数	〃			
		網の重ね合わせ幅	〃			

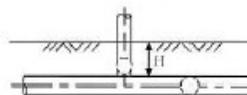
9. ほ場整備工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
9-1	表土扱い	厚さ T	農村整備土木工事施工管理基準による	原則として実測、場合により施工管理記録による。	厚さについては1ha当たり3点以上検査する。	
9-2	基盤整地 田面整地	基準高 V 均平度 ◇	〃	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高、均平度について1ha当たり3点以上検査する。	
9-3	畦畔工	高さ H 幅 B1, B2	〃	原則として実測、場合により施工管理記録による。	高さ、幅について施工延長2,000mにつき1ヶ所以上検査する。	
9-4	道路工 (砂利道)	基準高 V 厚さ T 幅 B1, B2 延長	〃	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高、厚さ、幅について幹線道路施工延長500mにつき1ヶ所以上検査する。 支線道路は施工延長2,000mにつき1ヶ所以上検査する。	

10. 暗渠排水工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
10-1	吸水渠	布設深 H1~H3	農村整備土木工事施工管理基準による	原則として実測、場合により施工管理記録による。	布設深、間隔については、10本につき1本の割合で次により検査する。 上、下流端の2ヶ所、ただし、1本の布設長が100m以上のときは、中間点を加え3ヶ所検査する。	
		間隔 B1~B4	"			
		延長	"			
10-2	集水渠 導水渠	布設深 H	"	原則として実測、場合により施工管理記録による。	布設深については、施工延長500mにつき1ヶ所以上検査する。	
		延長	"			

11. 番地かんがい施設工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
11-1	スプリンクラー	埋設深 H	農村整備土木工事施工管理基準による	原則として実測、場合により施工管理記録による。	埋設深については、構造図の寸法標示箇所を適宜検査する。	

12. 農用地造成工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
12-1	耕土掘り起こし	耕起深 T 果樹 野菜	農村整備土木工事施工 管理基準による 〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。	耕起深については、1ha当り1箇所 以上検査する。	
12-2	テラス (階段畑)	法勾配 S	-	原則として実測、場合により施 工管理記録による。	法勾配、幅、耕起幅、側溝幅につい ては、テラス延長1, 000mにつき1箇 所以上検査する。	
		幅 B1	農村整備土木工事施工 管理基準による			
		耕起幅 B2	〃			
		側溝幅 B3	〃			
		側溝高さ H	〃			
12-3	道路工 (耕作道)	幅 B1, B2	〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。	法勾配、幅、厚さ、側溝幅、側溝高 さについては、施工延長1, 000mに つき1箇所以上検査する。	
		厚さ T	〃			
		側溝幅 b1, b2	〃			
		側溝高さ	〃			
12-4	土壤改良	pH測定	〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。	pH測定については、10ha当り1箇 所以上検査する。	
12-5	改良山成	基準高 V	〃			
		法勾配 S	-	同上 切土部のみ対象とする。	基準高については、1ha当り1箇所 以上検査する。 法勾配については、施工面積 1, 000m ² 当たり1箇所以上検査する。	

13. 農道工関係

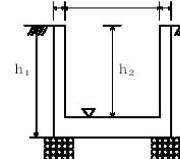
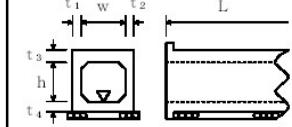
番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
13-1	道路トンネル(支保工) ・矢板工法 ・NATM	間隔	農村整備土木工事施工 管理基準による		間隔、幅については適宜検査する。	
		幅	〃			

14. 水路工関係

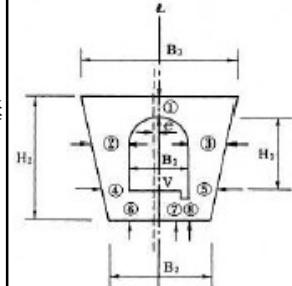
番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
14-1	水路トンネル	支保工	間隔	農村整備土木工事施工管理基準による 〃	間隔、幅については適宜検査する。	
			幅 b			
		コンクリート覆工	基準高 V			
			厚さ T			
			幅 B1, B2			
			高さ H			
			中心線のズレ e			
			延長			
14-2	管水路 (コンクリート二次製品) RC管 PC管	基準高 V1, V2 中心線のズレ e ジョイント間隔	〃	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高については、施工延長100m以下の場合は3ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレ、ジョイントの間隔については必要に応じて適宜検査する。	
			〃			
			〃			
			延長			

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
14-3	管水路 (ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック複合管)	基準高 V1、V2	農村整備土木工事施工管理基準による	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高については、施工延長100m以下の場合は3ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレ、ジョイントの間隔については必要に応じて適宜検査する。	<p>基準高(V)は、V1、V2のいずれか一方を測定し管理する。</p>
		中心線のズレ e	〃			
		ジョイント間隔	〃			
		延長	〃			
14-4	管水路 (硬質塩化ビニル管)	基準高 V	〃	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高、埋設深については、施工延長500m以下の場合は3箇所以上、施工延長500mを超える場合は500mごとに1箇所以上検査する。 中心線のズレについては必要に応じて適宜検査する。	<p>通常の掘削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。</p>
		埋設深 H	〃			
		中心線のズレ e	〃			
		延長	〃			
14-5	管水路 (鋼管)	基準高 V1、V2	〃	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高については、施工延長500m以下の場合は3ヶ所以上、施工延長500mを超える場合は500m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレについては必要に応じて適宜検査する。	
		中心線のズレ e	〃			
		延長	〃			
14-6	管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 JIS G5526(ダクタイル鋳鉄管) JDPA G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管) JIS G3443(水輸送用塗覆装鋼管) JIS A5350(強化プラスチック複合管) FRPM K111(強化プラスチック複合管)		原則として実測、場合により施工管理記録による。	施工延長500m以下の場合は3ヶ所以上、施工延長500mを超える場合は500m毎に1ヶ所以上検査する。	<p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R:管厚中心直径 t:管厚</p>
		締固めなし	〃			
		締固め I (礫質土)	〃			
		締固め II	〃			
		たわみ率				

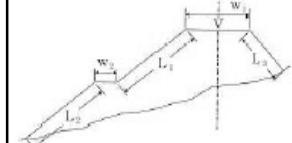
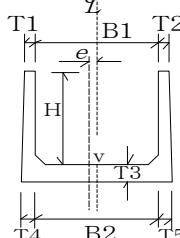
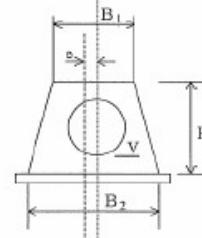
番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
14-7	管水路 (砂基礎)	高さ 幅	農村整備土木工事施工 管理基準による 〃	施工管理記録による。	施工延長500m以下 の場合は3ヶ所以上、施工延長500mを超える場合は500m毎に1ヶ所以上検査する。	
14-8	コンクリートブロック 積、鉄筋コンクリート 組立柵渠	基準高 幅 高さ 中心線のズレ 延長	〃 〃 〃 〃 〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。 幅、高さは、組立水路には適用 しない。	基準高、幅、高さについては、施工延 長100m以下の場合は2ヶ所以上、施工 延長100mを超える場合は 100m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレについては適宜検査す る。	
14-9	大型フリューム水路、 鉄筋コンクリートL型 水路	基準高 厚さ 幅 中心線のズレ 延長	〃 〃 〃 〃 〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。 厚さ、幅は鉄筋コンクリートL型 水路についてのみ測定する。	基準高、厚さ、幅については、施工延 長100m以下の場合は2ヶ所以上、施工 延長100mを超える場合は 100m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレについては適宜検査す る。	
14-10	連節ブロック、コンク リートマット	基準高 幅 法 長 延長	〃 〃 2m未満 2m以上 〃	原則として実測、場合により施 工管理記録による。 布設時の値である。	基準高、幅、法長については、施工 延長100m以下の場合は2ヶ所以上、施工 延長100mを超える場合は 100m毎に1ヶ所以上検査する。	

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
14-11	現場打開水路	基準高	▽	農村整備土木工事施工 管理基準による 共通的事項に準ずる。	施工延長100m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレは必要に応じ適宜検査する。	
		幅	W			
		高さ	h1 h2			
		厚さ	t1 t2			
		延長	L			
		中心線のズレ	〃			
14-12	現場打サイホン、現場打暗渠	基準高	▽	〃 共通的事項に準ずる。	施工延長100m以下の場合は1ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 中心線のズレは必要に応じ適宜検査する。	
		厚さ	t			
		幅(内法)	W			
		高さ	h			
		延長	L < 20m			
			L ≥ 20m			
		中心線のズレ	〃			

15. フィルダム工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
15-1	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高	農村整備土木工事施工 管理基準による	原則として実測、場合により施工管理記録による。	基準高、幅、高さについては、施工延長100m以下の場合は2ヶ所以上、施工延長100mを超える場合は100m毎に1ヶ所以上検査する。 厚さ、中心線のズレについては適宜検査する。	
		厚さ	〃			
		幅	〃			
		高さ	〃			
		中心線のズレ	〃			
		スパン長	〃			
		延長	〃			

16. ため池工関係

番号	工種	検査項目	規格値	検査方法	検査頻度	測定箇所
16-1	堤体工	基準高 V	農村整備土木工事施工管理基準による	1. 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2. 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3. 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4. スパン長の標準を9mとした場合。	施工延長20m以下の場合は2ヶ所、施工延長20mを超える場合は20m毎に1ヶ所検査する。	
		堤幅 W	〃			
		法長 L	〃			
		延長	〃			
16-2	洪水吐工	基準高 V	〃	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては、施工延長1スパンにつき1ヶ所検査する。 箇所単位のものについては、適宜構造図の寸法表示箇所を検査する。	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては、施工延長1スパンにつき1ヶ所検査する。 箇所単位のものについては、適宜構造図の寸法表示箇所を検査する。	
		厚さ T	〃			
		幅 B	〃			
		高さ H	〃			
		中心線のズレ e	〃			
		スパン長 L	〃			
		延長	〃			
16-3	樋管工 同上付帶構造物 (土砂吐ゲート等)	基準高	〃	1. 基準高Vは管底を原則とする。 2. コンクリート二次製品使用の場合である。 3. 底樋がトンネルの場合は、土木工事検査基準(14-1水路トンネル)に準ずる。 4. 斜樋等付帶構造物は別表第2出来形検査基準 その他構造物に準ずる。	基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレについては、施工延長10mにつき1ヶ所検査する。 ジョイント間隔については、1本毎に検査する。 箇所単位のものについては、適宜構造図の寸法表示箇所を検査する。	
		厚さ	〃			
		幅 B	〃			
		高さ	〃			
		中心線のズレ	〃			
		延長	〃			

別表ア 管水路(コンクリート二次製品)のジョイント間隔規格値

(単位:mm)

呼び径 (mm)	JIS A5372 RC管				JIS A5303 RC管(スペーサー用ゴムを添付)			
	標準値	規格値			標準値	規格値		
		良質地盤	軟弱地盤			良質地盤	軟弱地盤	
150	6	+10	-6	+5	-6	—	—	—
200	6	+10	-6	+5	-6	—	—	—
250	6	+10	-6	+5	-6	—	—	—
300	6	+ 9	-6	+4	-6	—	—	—
350	6	+ 9	-6	+4	-6	—	—	—
400	8	+ 9	-8	+3	-8	—	—	—
450	8	+ 9	-8	+3	-8	—	—	—
500	8	+ 9	-8	+3	-8	8	+ 9	-5
600	8	+12	-8	+5	-8	8	+12	-5
700	8	+10	-8	+4	-8	8	+10	-5
800	8	+12	-8	+5	-8	8	+12	-5
900	8	+15	-8	+7	-8	8	+15	-5
1,000	10	+18	-10	+8	-10	10	+18	-7
1,100	10	+19	-10	+9	-10	10	+19	-7
1,200	10	+21	-10	+11	-10	10	+21	-7
1,350	10	+23	-10	+12	-10	10	+23	-7
1,500	8	+15	-8	+7	-8	—	—	—
1,650	8	+15	-8	+7	-8	—	—	—
1,800	8	+15	-8	+7	-8	—	—	—
2,000	8	+15	-8	+7	-8	—	—	—
2,200	8	+15	-8	+7	-8	—	—	—
2,400	10	+15	-10	+7	-10	—	—	—
2,600	10	+15	-10	+7	-10	—	—	—
2,800	10	+15	-10	+7	-10	—	—	—
3,000	10	+15	-10	+7	-10	—	—	—

注)1. ※印の呼び径はJIS規格外であり、参考値である。

2. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。

また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。

なお、「埋戻し後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。

(単位:mm)

呼び径 (mm)	JIS A5333 PC管	
	標準値	規格値
150	—	—
200	—	—
250	—	—
300	—	—
350	—	—
400	—	—
450	—	—
500	8	+16 -5
600	10	+18 -7
700	10	+18 -7
800	10	+18 -7
900	10	+18 -7
1,000	12	+21 -9
1,100	12	+21 -9
1,200	12	+21 -9
1,350	12	+21 -9
1,500	14	+24 -11
1,650	14	+24 -11
1,800	14	+24 -11
2,000	14	+24 -11
※2,100	15	+23 -12
※2,200	15	+23 -12
※2,300	15	+23 -12
※2,400	15	+23 -12

別表イ 管水路(ダクトイル鉄管)のジョイント間隔規格値

(単位:mm)

呼び径 (mm)	JDPA		JIS G5526及びJDPA G1027	
	A形		K形	
	規格値		規格値	
75	+19	0	+19	0
100	+19	0	+19	0
150	+19	0	+19	0
200	+19	0	+19	0
250	+19	0	+19	0
300	+19	0	+19	0
350	+31	0	+31	0
400	—		+31	0
450	—		+31	0
500	—		+31	0
600	—		+31	0
700	—		+31	0
800	—		+31	0
900	—		+31	0
1,000	—		+36	0
1,100	—		+36	0
1,200	—		+36	0
1,350	—		+36	0
1,500	—		+36	0
1,600	—		+40	0
1,650	—		+45	0
1,800	—		+45	0
2,000	—		+50	0
2,100	—		+55	0
2,200	—		+55	0
2,400	—		+60	0
2,600	—		+70	0

注)1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。

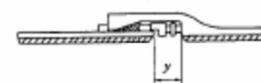
また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。

なお、「埋戻し後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。

3. ダクトイル鉄管のうちU形管の標準値は右図のy寸法である。

(単位:mm)

呼び径 (mm)	JIS G5526及びJDPA G1029		JIS G5526、JDPA G1027 及びJDPA G1029	
	U形		T形	
	標準値	規格値	規格値	
75	—	—	+16	0
100	—	—	+16	0
150	—	—	+16	0
200	—	—	+14	0
250	—	—	+14	0
300	—	—	+24	0
350	—	—	+24	0
400	—	—	+24	0
450	—	—	+24	0
500	—	—	+30	0
600	—	—	+30	0
700	105	+35 -5	+30	0
800	105	+35 -5	+30	0
900	105	+35 -5	+40	0
1,000	105	+35 -5	+40	0
1,100	105	+35 -5	+40	0
1,200	105	+35 -5	+50	0
1,350	105	+35 -5	+50	0
1,500	105	+35 -5	+60	0
1,600	115	+36 -5	+70	0
1,650	115	+36 -5	+70	0
1,800	115	+36 -5	+80	0
2,000	115	+36 -5	+90	0
2,100	115	+36 -5	—	
2,200	115	+36 -5	—	
2,400	115	+36 -5	—	
2,600	130	+36 -5	—	



別表ウ 管水路(強化プラスチック複合管)ジョイント間隔規格値

(単位:mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5350				JIS A 5350				JIS A 5350				
	B形及びT形				C形				D形				
	標準値	規格値		標準値	規格値		標準値	規格値		標準値	規格値		
		良質地盤	軟弱地盤		良質地盤	軟弱地盤		良質地盤	軟弱地盤		良質地盤	軟弱地盤	
200	0	+33	-33(0)	+22	-22(0)	0	+33	0	+22	0	0	+25	-3
250	0	+33	-33(0)	+22	-22(0)	0	+33	0	+22	0	0	+25	-3
300	0	+38	-38(0)	+25	-25(0)	0	+38	0	+25	0	0	+25	-3
350	0	+38	-38(0)	+25	-25(0)	0	+38	0	+25	0	0	+25	-3
400	0	+43	-43(0)	+28	-28(0)	0	+43	0	+28	0	0	+35	-3
450	0	+43	-43(0)	+28	-28(0)	0	+43	0	+28	0	0	+35	-3
500	0	+53	-52(0)	+35	-34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+35	-3
600	0	+53	-52(0)	+35	-34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+35	-3
700	0	+53	-52(0)	+35	-34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+35	-3
800	0	+53	-52(0)	+35	-34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	-5
900	0	+53	-52(0)	+35	-34(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	-5
1,000	0	+53	-51(0)	+35	-33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	-5
1,100	0	+53	-51(0)	+35	-33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	-5
1,200	0	+53	-51(0)	+35	-33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	-5
1,350	0	+53	-51(0)	+35	-33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+40	-5
1,500	0	+53	-51(0)	+35	-33(0)	0	+53	0	+35	0	0	+45	-5
1,650	0	+80	-77(0)	+53	-50(0)	0	+80	0	+53	0	0	+45	-5
1,800	0	+80	-77(0)	+53	-50(0)	0	+80	0	+53	0	0	+45	-5
2,000	0	+95	-92(0)	+63	-60(0)	0	+95	0	+63	0	0	+45	-5
2,200	0	+95	-92(0)	+63	-60(0)	0	+95	0	+63	0	0	+50	-5
2,400	0	+113	-110(0)	+75	-72(0)	0	+113	0	+75	0	0	+50	-5
2,600	0	+113	-110(0)	+75	-72(0)								
2,800	0	+128	-125(0)	+85	-82(0)								
3,000	0	+128	-125(0)	+85	-82(0)								

注)1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。

また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。

なお、「埋戻し後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。

3. 継手部の標準断面は右図のとおりであり、標準値は右図のy寸法である。

なお、規格値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。

